



# 三重県公報

令和4年9月2日 (金)  
 第 342 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
55	三重県人権施策審議会規則	( 人 権 課 )	2
<b>告 示</b>			
552	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	2
553	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	( 同 )	3
554	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	3
555	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	5
556	同件	( 同 )	5
557	同件	( 同 )	5
558	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	( 出 納 局 )	6
<b>公 告</b>			
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付	( 畜 産 課 )	6
	同件	( 同 )	6
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 )	6
	同件	( 同 )	6
	鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案	( 獣 害 対 策 課 )	7
	令和4年度後期技能検定の実施	( 雇 用 対 策 課 )	8
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 水 産 資 源 管 理 課 )	10
	同件	( 教 育 委 員 会 )	11
	同件	( 警 察 本 部 )	11
	同件	( 同 )	11
	同件	( 同 )	12

**規 則**

三重県人権施策審議会規則をここに公布します。

令和四年九月二日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第五十五号**

三重県人権施策審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和四年三重県条例第二十五号）第二十五条第八項の規定に基づき、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に行われる審議会及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

**告 示**

**三重県告示第 552 号**

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2-37	高阪 勇輔	肢体不自由
桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	野田 健太郎	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害
紀宝町立相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内 123 番地 19	森本 真之助	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	栗原 康輔	肢体不自由

			心臓機能障害 呼吸器機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	小林 舞	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	山本 晃	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	谷垣内 佑典	心臓機能障害 じん臓機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	増田 和記	呼吸器機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	鈴木 尚史	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	宇都宮 貴哉	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	山下 敦士	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害

三重県告示第 553 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
石川内科医院	四日市市天カ須賀 5 丁目 1 番 10-3 号	石川 能正
宇田クリニック	伊勢市浦口 4 丁目 26-19	宇田 篤

三重県告示第 554 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン鈴鹿

鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番地

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町六丁 637 番地 1 号	疋田 直太郎
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	白井 俊之
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号	治山 正史

株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1 号	上山 健二
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地 1	江尻 英介
安田 健一	鈴鹿市御菌町 2398 番地	—
有限会社ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南三丁目 19 番 10 号	平野 一貴
株式会社川スミ	愛知県弥富市鯛浦町南前新田 215 番地	川澄 幸司
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地 1	大村 禎史
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 博丈
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王一丁目 4 番 10 号	田中 公雄
株式会社インテリアアーティスト	静岡県袋井市川井 68 番地の 1	吉野 滋将
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 717 番地 1	柚木 治
アクオ株式会社	愛知県清須市西枇杷島町古城二丁目 3 番 2 号	森 慎太郎
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市緑区古市場町 461 番地	高品 政明
藤久株式会社	愛知県名古屋市中村区高社一丁目 210 番地	後藤 薫徳
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号	野中 正人

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1 号	疋田 直太郎
株式会社ユニクロ	東京都港区赤坂九丁目 7-1	柳井 正
株式会社ニトリホールディングス	東京都北区神谷三丁目 6 番 20 号	似鳥 昭雄
はるやま商事株式会社	岡山県岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号	中村 宏明
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1	野口 実
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1 号	内山 誠一
株式会社ハニーズホールディングス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-2-2	江尻 英介
中日興業株式会社	静岡県浜松市葵西 2-27-10	加藤 正和
ファイテン株式会社	京都府京都市中央区烏丸通錦小路角手洗水町 678 番地	平田 好宏
株式会社川スミ	愛知県弥富市鯛浦町南前新田 215 番地	川澄 幸司
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地 1	大村 浩一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王 2-2-2	田中 公雄
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号	柚木 治
アクオ株式会社	愛知県名古屋市中村区角割町二丁目 25 番地 1	森 慎太郎
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地	高品 政明
藤久株式会社	愛知県名古屋市中村区高社一丁目 210 番地	中松 健一
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番地 1	鈴木 誠
株式会社バルパーク	東京都千代田区平河町一丁目 4 番 12 号	西川 猛

## 3 変更年月日

令和 4 年 8 月 23 日

## 4 変更理由

小売業者の入れ替え並びに名称、代表者及び住所の変更のため

## 5 届出の日

令和 4 年 8 月 23 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 9 月 2 日から令和 5 年 1 月 4 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

### 三重県告示第 555 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A コープ楠店  
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆
  - 2 四日市市から聴取した意見  
意見なし
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 9 月 2 日から同年 10 月 3 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
- 

### 三重県告示第 556 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ鈴鹿 A ゾーン  
鈴鹿市住吉町字谷口 8922 ほか 10 筆
  - 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見なし
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 9 月 2 日から同年 10 月 3 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
- 

### 三重県告示第 557 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール東員  
員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地ほか 321 筆
- 2 東員町から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 9 月 2 日から同年 10 月 3 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 558 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	二見浦支店	伊勢市二見町庄 6 番地	伊勢市河崎 2 丁目 16 番 9 号（河崎支店内）	令和 4 年 9 月 26 日

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書が交付されました。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、関係書類（種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書が交付されました。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、関係書類（種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営農地整備事業（経営体育成型）出江地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 4 年 9 月 5 日から同年 10 月 4 日まで
- 3 縦覧の場所  
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営農地集積加速化基盤整備事業朝見上

地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 4 年 9 月 5 日から同年 10 月 4 日まで
- 3 縦覧の場所  
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により次の鳥獣保護区特別保護地区（以下「特別保護地区」という。）を指定するため、同条第 4 項において準用する法第 28 条第 4 項の規定により当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針案を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第 29 条第 4 項において準用する法第 28 条第 5 項の規定に基づき、特別保護地区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人で、指針案について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる指針案の名称 3 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）」を記載した意見書を三重県知事に提出することができます。

令和 4 年 9 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 特別保護地区の名称  
伊勢市高倉山鳥獣保護区外宮神域林特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
伊勢市豊川町地内県道伊勢磯部線と伊勢市道岡本旭線との交点から伊勢市道岡本旭線を南へ約 30 m 進んだ地点を起点とし、同市道を神宮神域林にそって南西に進み伊勢市藤里町地内で同市道と藤里町から常磐町へ通じる歩道との交点に至り、同所より同歩道を北西に進み、常磐町地内で上御井神社へ通じる尾根を北に進み、歩道に至り、同歩道を神宮神域林にそって北へ進み、藤岡堀に至り、同所より藤岡堀、神田堀、マコモ池、御池の南側を東に進みオシドリ池、勾玉池の南側を通る歩道に至り、同歩道を東に進み、起点に至る一円の区域
- 3 特別保護地区の存続期間  
令和 4 年 11 月 1 日から令和 24 年 10 月 31 日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針案
  - (1) 指定区分  
森林鳥獣生息地
  - (2) 指定目的  
当該地域は外宮神域林となっており、自然環境が保たれている結果、鳥獣の生息、繁殖に適していることから、鳥獣類の多様性の確保のため、生息環境の保全を図る。

## 第 2

- 1 特別保護地区の名称  
熊野市海岸部鳥獣保護区楯ヶ崎特別保護地区

- 2 特別保護地区の区域  
熊野市甫母町字魚附場地内（通称網代）甫母漁港物揚場施設南端を起点とし、同所から鞍部を東に進み汀線に至り、同所より汀線を南に進み楯ヶ崎、英虞崎を經由して起点に至る一円の区域
  - 3 特別保護地区の存続期間  
令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
  - 4 特別保護地区の保護に関する指針案
    - (1) 指定区分  
集団繁殖地
    - (2) 指定目的  
当該区域には、熊野灘沿岸の代表的な鳥類の生息地であり、沿岸性のクロサギ、ミサゴが繁殖し、地理分布上興味深いアオサギ、イワツバメ、イソヒヨドリなどが生息しており、これら鳥類の繁殖地の保護のため、特別保護地区を指定する。
- 第3 縦覧の場所、及び期間
- 1 縦覧場所  
三重県農林水産部獣害対策課  
伊勢農林水産事務所森林・林業室  
熊野農林事務所森林・林業室
  - 2 縦覧期間及び時間  
令和4年9月2日（金）から同月15日（木）まで  
開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 第4 意見書の提出期限及び提出先
- 1 提出期限  
令和4年9月15日（木）まで  
なお、郵送による場合は、令和4年9月15日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。
  - 2 提出先  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部獣害対策課

---

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験（後期試験）の実施について次のとおり公示します。

令和4年9月2日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日  
別表のとおり
- 2 試験の方法  
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料及び実施場所
  - (1) 受検手数料  
三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）に規定する額
  - (2) 実施場所  
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所
- 4 受検申請の手続
  - (1) 受付期間  
令和4年10月3日（月）から同月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。  
ただし、郵送による場合は、令和4年10月7日（金）の消印まで有効です。
  - (2) 提出書類等
    - ア 技能検定受検申請書
    - イ 受検手数料
    - ウ 本人確認書類

- エ 減免の証明書（実技試験受験手数料の減免を受けようとする者）
- オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）

(3) 提出場所

三重県職業能力開発協会  
所在地 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階  
電話 059-228-2732

(4) 受験申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受験するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- イ 技能検定受験申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会配布します。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受験申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
- エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- オ 受験申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
- カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
- キ 技能検定における新型コロナウイルス感染症への対応は、厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って行います。

5 合格の発表

令和5年3月10日（金）

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会  
電話 059-228-2732

(別表) 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

1 特級

実施職種名	実施期日	
	学科試験	実技試験
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動車販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	令和5年1月29日（日）	

2 単一等級、1級、2級、3級

実施職種名	作業名	等級	実施期日		
			学科試験	実技試験	
機械検査	機械検査	1、2級	令和5年1月22日（日）	令和4年12月5日（月）から令和5年2月12日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受験申請者に対し別途通知する日	
電気機器組立て	シーケンス制御	1、2、3級			
配管	建築配管	1、2級			
型枠施工	型枠工事	1、2、3級			
金属材料試験	機械試験 組織試験	1、2級 （機械試験の実技は2級のみ）			
さく井	パーカッション式さく井工事	1、2級	令和5年1月29日（日）	令和5年1月15日（日）	
	ロータリー式さく井工事				
バルコニー施工	金属製バルコニー工事	単一等級			
機械・プラント製図	機械製図手書き	1、2、3級			令和5年1月22日（日）
	機械製図CAD				
工場板金	機械板金	1、2級	令和4年12月5日（月）から令和5年2月12日（日）まで		
	数値制御タレットパンチプレ				

	ス板金			
自動販売機調整	自動販売機調整	1、2級		の間に、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
油圧装置調整	油圧装置調整	1、2級		
農業機械整備	農業機械整備	1、2級		
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	1、2級		
防水施工	アスファルト防水工事	1、2級		
	合成ゴム系シート防水工事			
	塩化ビニル系シート防水工事			
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事			
家具製作	家具手加工	3級		
造園	造園工事	3級		
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	1、2級	令和5年2月5日(日)	令和5年1月15日(日)
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	1、2級		
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き	1、2、3級		
	テクニカルイラストレーションCAD			
プリント配線板製造	プリント配線板設計	1、2、3級		令和5年1月22日(日)
	プリント配線板製造	1、2級		令和5年1月15日(日)
半導体製品製造	集積回路チップ製造	1、2級		令和5年1月22日(日)
	集積回路組立て			
ブリプレス	DTP	1、2級		令和4年12月5日(月)から令和5年2月12日(日)までの間に、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
建築大工	大工工事	1、2、3級		
かわらぶき	かわらぶき	1、2級		
鉄筋施工	鉄筋組立て	1、2級		
塗装	鋼橋塗装	1、2級		
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	1、2級		
機械検査	機械検査	3級		
機械加工	普通旋盤	3級		
電子機器組立て	電子機器組立て	3級		

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年9月2日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 漁業取締船「神島」の定期検査及び同検査に伴う修繕
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部水産資源管理課
- 3 落札者決定日 令和4年8月18日
- 4 落札者 三重県北牟婁郡紀北町長島1890-1

	きりゅう造船株式会社 代表取締役 中野 保
5 落札金額	入札価格 53,500,000 円 契約金額 58,850,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年7月1日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年9月2日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 特定役務の名称	コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約
2 担当部局	三重県津市大谷町12番地 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課
3 落札者決定日	令和4年7月8日
4 落札者	愛知県名古屋市中村区名駅3丁目25番3号 FLCS株式会社中部支店 支店長 相良 長典
5 落札金額	入札価格 148,577,040 円 契約金額 163,434,744 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年5月24日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年9月2日

三重県警察本部長 佐 野 朋 毅

1 特定役務の名称	交通管制センター上位装置賃貸借
2 担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落札者決定日	令和4年8月15日
4 落札者	愛知県名古屋市中区錦二丁目2番2号 芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店 支店長 田路 幸治
5 落札金額	入札価格 171,072,000 円 契約金額 188,179,200 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年4月26日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年9月2日

三重県警察本部長 佐 野 朋 毅

1 物品等の名称及び数量	三重県警察本部で使用する電気（単価契約）（予定使用量）2,586,800 k w h
2 担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3 落札者決定日	令和4年8月24日
4 落札者	千葉県柏市178番地4 柏の葉キャンパスKOIL ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤 和彦
5 落札金額	入札価格 52,808,872 円（税込）
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年7月8日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年9月2日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県運転免許センターで使用する電気（単価契約）（予定使用量）1,190,900<br>k w h    |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県津市栄町一丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課調達係                  |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和4年8月24日  |
| 4 | 落 札 者       | 千葉県柏市178番地4 柏の葉キャンパスKOIL<br>ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤 和彦 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 24,915,040 円（税込）                                |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札   |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和4年7月8日   |

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---